

Title	歐洲重商主義及び自由主義經濟思想と福澤先生の特殊日本の重商主義經濟論
Sub Title	
Author	高橋, 誠一郎(Takahashi, Seiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1934
Jtitle	史学 Vol.13, No.3 (1934. 11) ,p.65(411)- 117(463)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19341100-0065

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歐洲重商主義及び自由主義經濟思想と

福澤先生の特殊日本の重商主義經濟論

高橋 誠一郎

一

歐羅巴諸國に於いては、封建的政治經濟組織が崩壊してから、經濟的自由主義が、大體に於いて、勝利を占むるに至るまでの初期資本主義の時代、集權的國家發達の時代に在つては、所謂重商主義、即ちマーカンチリズムの經濟思想及び經濟政策が一般に行はれて居つた。

個人の社會的關係は、中世に於いては、總べての方面から觀て、一の確定的秩序に服従せしめられて居つた。然しながら、全國民の力を一點に集中することの出來た統一的国家組織は存在することがないか、若しくは、存在して居つたにした所で、這般の秩序の形成に對して單に輕微なる役割を演じたに過ぎなかつた。中世的君主は多く無力微弱であつて、概して彼れ等の領土は狭く、其の收入は薄く、其の

威嚴に至つては、殊に尠少であつた。多數の小領域的共同體は略ぼ完全なる獨立を享有して居つた。而して總べて個人の經濟的及び社會的關係は慣習及び風俗に従ひ、又は公法に由つて規制せられた。這般の法制と雖も、決して全共同體によつて其の肢體を構成する各個の團體、例へば、手工、地主に對して定められたものではなく、却つてそれは是れ等團體の内部に起つて、普通、更らに大なる共同體、即ち都市又は領域によつて裁可せられたか、若しくは個々の點に於いて變更せられたに過ぎざるものである。

(Dr. Eugen von Philippovich, Grundriss der Politischen Oekonomie, I. Allgemeine Volkswirtschaftslehre, 7. Aufl., 1908, S. 364.)。然しながら、中世の歐羅巴は羅馬加特力教の集中力と統一力を以つて結合せられて、或る程度まで世界的基督教國の實を現して居つた。斯くの如き中世封建的社會に於ける人間行爲の經濟的方面に對して理想的指導を行はんとするものが所謂「加特力教經濟理論」であつた。

然るに、歐洲諸國民が次第に緊密なる結合を來して、民族的國家を形成し、其の經濟的發達の歩を進むるに連れて、斯くの如き中世的國家は亡びなければならなかつた。産業の發達、通商の進歩、中層階級の興起、都市の膨脹は封建的勢力に對する國王の鬭争に於いて、彼等に自然の同盟者を與へた。近世に於ける最大なる現象は、實に、中世的都市よりする貨幣階級の發達、資本の蓄積、並びに從來身分と家柄とに由つて占領せられて居つた社會的地位が富の勢力によつて侵略せられた事實に存する。近世的國家は中層階級に依頼して其の大を致せるものである。實際生活上の必要は、あらゆる方面に於いて、

絶えず社會を驅つて、保守的なる舊經濟組織の反抗を排し、國家的組織に向つて推進せしめた。即ち中世的團體並びに中世的制度は皆、日を逐うて經濟上の大障害と爲つた。人民は是れ等の煩を避けて、更らに廣大なる單位を形成し、更らに遠大なる利益の同盟を結ぶに至つた。今や強大なる國家は、都市と其の内部に於ける組合的團體、並びに地方に於ける領主に代つて、商工業の針路を指導せんとしつゝあるのである。斯くの如き時代に對應する歐洲諸國の經濟思想並びに經濟政策が所謂「重商主義」である。

階級的意識は新興町人階級、殊に當時に於ける代表的町人たる商人階級の間で發達し來り、階級的利害は彼等によつて認識せらるゝに至つた。封建階級に對して自己の權利を擁護するが爲めに長き戰を闘はなければならなかつた彼等——數世紀間に貴族及び國王の專恣なる意志に對して人格上及び財産上の諸權利を確保す可き施設を確立せる彼れ等は又、屢々其の當面焦眉の問題に關して自己の立場を辯護しなければならなかつた。斯くの如き場合に於いて、彼れ等は先づ自己の力に依つて自己の問題を解決しやうとした。概して商工業を蔑視せる過去に於ける大思想家の言説は、大體に於いて、彼れ等の利益を擁護するに資するものではなかつた。彼れ等は多くの場合に於いて、彼れ等の關與せる特殊の業務上の利害から立論した。彼れ等は又、自己の階級の高貴と尊嚴とを主張し維持するに努めた。先づ斯くの如き富裕にして、而も教養に乏しい傲岸不屈なる町人階級によつて、粗野なる態度と狹隘なる識見とを以つて論述せられた近世初期の經濟學説は著しく俗惡なる性質を有するものであつた。統制的、全體的な

る加特力教經濟學説は閑却し去られて、個人主義的、自主的、特殊なる狹義に於ける重商主義的經濟學説が主として行はるゝに至つた。

二

然るに、同じく都市の發達、町人階級の勃興に由つて、封建的富が町人的富に化成し行かんとしつゝ、あつた我が徳川時代に在つては、福澤先生の所言の如く、字を知り、書を読み、政を談じ、經濟を論ずる等、總べて天下の大事に關はる者は、悉く皆、士族であつて、農工商は唯だ士族の指揮に従ひ、其の風に靡くの有様であつた。(故有泉義理作氏所藏故先生遺文)。英國に於いては、既に第十七世紀の前期に於いて、トーマス・マンの如き大商人は、其の子に訓へて、商人は敢て大學者たることを要しないが、少くとも其の青春時代に於いて羅典語を學修す可きことを説いてゐるが、(Mun, *England's Treasure by Foreign Trade*, 1664, p. 8.)、我が國の百姓町人は、却つて其の子弟を戒めて、讀書學問を禁ずるの傾向があつた。(明治六年二月十日附先生譯『帳合の法』序文參照)。

而して此の時代に於いて經濟論の筆を執つた漢學者流は、多く、一部有力の町人が封建組織の内部に其の勢力を扶植し、而して之れを蟲食むしはみつゝあることを慨し、「商賈が既に素封の富を有すれば、千里控掣の權は、半ば既に其の手に歸」せることを痛歎し、彼れ等の徒が、其の身は公門に鞠躬しながらも、

其の心は實に千乗の大諸侯を呑み、農工を見ること奴隸の如く、農工も亦、彼れ等を仰いで主君の如くに見、四民は唯だ金銀のみを見て、之れに向つて走する有様は、宛然、水の低きに赴くが如くなることを遺憾とするに止まり、(三浦梅園『價原』)、新興資本階級によつて擄取せらるゝものは封建の諸侯なりと觀じ、是れに由つて窮乏せる諸侯の財政は臆がて又、其の人民の上に苛斂誅求を行ふの已むなきに至らしめ、斯くして彼れ等の受納せる所は、終に資本階級の手に歸することを論ずるに過ぎなかつた。彼れ等は將に伸張し行かんとする商業資本の勢力を助長し、金銀保有の重要な所以を力説し、進んで、之れが流入を來さしむ可き外國貿易の利益を主張する重商主義者たることを得ずして、退いて、狡猾なる商人等が其の一身の利益の爲めに屢々金銀を國外に流出せしむるを非難する保守主義者たるに終つたものが多かつた。

然るに斯くの如き間に於いて、夙に泰西の思想を攝取し、一種の重商主義を主張せる先覺者があつた。文政四年三月十四日、七十八歳を以つて江戸に逝ける越後村上の人、本多利明が是れである。彼れは其の『經濟放語』中に於いて、西洋諸國は北極高度七十度以上の極寒の地であるに拘らず、人の道開け、産物潤澤であつて、各々繁昌するは「金、銀、銅を外國より取り込むの制度を建て置く」が爲めであると觀た。而して彼れは金、銀、銅を外國より取り込むには、交易の外に道なく、交易は外國と交易するの外に道なきものと思惟した。然しながら、外國から金、銀、銅を招來して、自國を豊饒の富國たらし

めんとするには、自國産物を以つて、外國の金屬と交易するの外に道はない。而して彼れは交易の利を大ならしむるが爲めには、天産物よりも寧ろ精製品を以つて交易を行ふ可きものであると考へた。

逸名氏の『交易論』も亦、交易を以つて「有無を遷すの方」なりとして、其の兩當事國に利益ある所以を縷説し、古昔は歐羅巴諸國皆、各々其の地を争ふのみであつて、海外交易の事には思ひ及ばなかつたのであるが、彼爾杜瓦爾、第那馬爾加、和蘭等の諸國が其の國の偏小なるに由つて、之れを富強ならしめんが爲めに、初めて之れに従事するに至つたものであると述べてゐる。

而して、幕末の洋學者中には開國の利益を主張するものが少くなかつた。有名なる砲術家、秋帆高島喜平の嘉永六年癸丑十月の上書中の所論は、主として國防の見地に立つものではあつたが、而も彼れは宛も第十七世紀初葉の英國に於いて、東印度貿易に従事する商人等が、同貿易を以つて不必要品を購入するが爲めに、自國の地金及び鑄貨を枯渴せしむるものと做すの非難に答へたに等しき態度を以つて、夷國交易を觀るに有用を以つて無用に代ふるものと做す頑迷者流に答へ、更らに進んで、縱令ひ「有用の銅、海外に御捨て相成」るとも、「外夷之諸術、本邦に相開け候儀は、第一之御國益」たるを主張せるに於いて卓越せる開國論者の面目を窺はしむるものがある。

降つて、文久元年に至り、福澤先生の友人であつた神田孝平氏は、『農商辨』を草し、「商を以つて國を立つれば、其の國常に富み、農を以つて國を立つれば、其の國常に貧し」と喝破した。我が王朝の古、

朝家は武事を重んずることなく、戦闘の道を講ずることなかりしが爲めに、遂に其の蔑視せる武人の爲めに政權を奪はるゝに至つた。「萬國商を爲す者は榮え、商を爲さざる者は衰ふ、是れ天下の權、商人に移るの時なり」。今に方つて、武門は王朝の誤りを再びす可きではない。孝平氏以爲らく、武門は須らく商法を用ひ、貿易の道を開く可きであると。洵に徳川氏の集權的政策の爲めに十分の効果を擧ぐることは出来なかつたのであるが、而も藩主は或る程度まで自ら町人化し、富を蓄積し、企業を經營して居つたのである。

三

同じく文久年間、攘夷論全盛の秋に當つて、我が福澤先生は、平易明快なる文章を以つて、市井の老爺老婆を相手として、外國交際の決して不利ならざる所以を説くが爲めに一書を草せられた。寫本として一部に流布せる『唐人往來』が是れである。幕府の鎮國政策が破れて、外國貿易が開けてから、之れに對して加へられた保守主義者流の攻撃は、或る程度まで、第十六世紀の歐洲に於ける其れと類するものがあつた。

之れを獨逸に觀るに、一千五百年に至る迄に、中世的均勢は完全に破れて、多數の對抗的利益團體に分裂し、其の總べては、政策の激烈なる衝突を不可避ならしむる迄に自覺的と爲つて居つた。資本の潛

勢力は既に明瞭と爲り、而して諸種資本間の顯著なる區分も亦、既に存在して居つた。獨逸の關する限りに於いては、銀行資本は初め商業、特に東印度貿易と關聯せしめられた。然しながら、商取引には常に危険が含まれてゐた。金融業者、就中、大なる準備金を有する者は、臆がて自治的都市及び公侯國に對する利附貸付を以つて、概して最も有利なる投資形態であると共に、又最も安全なるものと觀るに至つた。戰爭の急に驅られて君公、國王及び皇帝は甘んじて短期の貸付に對して高利を支拂はんとした。而して彼れ等が提供することの出來た擔保は資本家に取つて莫大なる價值のものであつた。彼れ等は屢々政策を牽掣した。貸付を許諾し若しくは之れを差控ふるに由つて、彼れ等は勝敗、和戰を決定した。商業資本も亦、俗界君公の使用することの出來た力であると同時に、彼れ等に取つて危険の分子たるものであつた。商人のリングは概して港町、特にアンウルヌに於いて形成せられて、一定の財貨、殊に東方産物の貿易を獨占した。都市に於ける世襲的特權的なる親方及び小ブルヂェワジは國際的資本家の侵略に對して君公の保護を求めた。而して農民はあらゆる支配力によつて搾取せられた。絶えず都市に群集し來る農民に對して市民權を拒否することは亦、多數都市の政策であつた。斯くて又、眞の無産階級は造り出されたのである。尙ほ是れ等諸階級の外に、帝國の舊戰鬪力の殘片たる皇帝の騎士の階級が存して居つた。政治上の勢力をも經濟的地位をも有することなく、農民階級を搾取して辛じて生存しつゝあつた彼れ等騎士は總べての革命的運動に與し、又彼れ等に取つて有利なるの觀あるあらゆる時機

に於いて、甘んじて之れを裏切らんとして居つた。斯くの如き時代に於いて、二個の集團、即ち俗界の君公、並びに市政府及びギルドには參加するも而も獨占的外國貿易及び金融業務には従事するとのない中層階級部分の見地に立つて新社會の倫理的及び宗教的原理を決定せんとしたマルチン・ルーテルは其の全力を盡して、獨占的大商人及び強惡なる貸金業者を攻撃した。彼れは物價の騰貴を以つて、獨占及び新興の大商事會社に歸し、之れを以つて何等の效用なき絹物及び繻子を印度より輸入して、國內の金銀を奪ひ、自國に一片の貨幣をも留めざるの窮狀に陥らしむるものと做した。(Werke, Walch, 1852—6, X. S. 1804.)。

我が國に於いては、手工業及び商業の發達に連れて小市民階級化せる下級士族の一部は、封建制度を打破し、古代の君民一致を理想とせる國民的統一國家の建設を求めた。而して左傳に所謂「内修_ニ政事、外攘_ニ夷狄_一」から出た「攘夷」の語が頻りに叫ばれた。之れには又、水戸齊昭の『海防愚存』に於けるが如き「我が金、銀、銅、鐵等有用之品を以つて、彼れが羅紗、硝子等無用之物に換候儀、大害有之、小益無之候、和蘭陀之交易さへ、御停止にても可然時勢に候、和蘭陀の外に又々無用之交易御聞濟に相成候はゞ神國の大害、此の上有間敷」と云ふが如き反動的鎖國意見が伴つた。

福澤先生の祖先は、先生自らの語を以つてすれば「寒族の一小民」であり、而して先生自身は封建の制度を以つて「親の敵」と呼んだ下級士族の子である。(明治六年十一月建立『福澤氏記念之碑』並びに

明治三十二年六月發兌『福翁自傳』參照)。明治維新前二三十年以來、先生を生んだ豊前中津藩の下士階級は手工業及び商業等の所謂「内職」の發達によつて生活難を免れ、而して彼れ等の間の餘財は、資本としての機能を發揮して居つた。(明治十年五月先生著『舊藩情』參照)。斯くの如き階級の子として生れ、斯くの如き階級の間人に人と成つた福澤先生は、先づ小市民階級化せられた下級士族の觀念に育成せらるゝ所が多かつたものと觀なければならぬ。先生も其の少時に在つては「所讀の書は四書五經、所聞の家訓は忠孝武勇」の外に出でなかつた。然るに先生は長ずるに及んで、洋學に従事し、田舎武士の魂を以つて、偶々泰西の書を読み、其の政治、經濟、倫理の理論に逢着し、其の思想に一大混亂を來し、(明治十年四月二十八日『三田演說會第百回の記』參照)、遂に西洋文明を誘入して、封建的觀念を打破するを以つて、其の使命の一とするに至つた。而して先生は萬延元年一月の渡米、並びに文久元年十二月の渡歐によつて一層其の知見を啓き、前掲『唐人往來』中に於いて、外國貿易の利益を主張し、其の少數先驅者よりも更らに有力に「外國と交易始まつてより、彼の國無用の品を持ち來りて、我が國有用の物と引き替へる故、國內の品物、追々少なくな爲り、就いては諸色高直、諸人難澁する」と做す俗論の妄を辨ずることが出來た。

先生は此の短文中に於いて「双方出入の品物を較ぶるに、何れが有用、何れが無用と云ふ差別もなし、唯だ餘計の物を不足の物と取り替へるまでのことにて、格別損得もあるまじ。或ひは日本の絹物は貴く、

舶來の反物は下品に見ゆるなど云ふものあれども、此は唯だ品物の多きと少なきとに就き、人の氣前の違ひたるに過ぎず」云々と説いた。「交易する者は、双方町人の事なれば、直段安く、商賣にして引き合ふ物を互に賣買するは町人根性當然の理」である。然るに青表紙の學者達が、物知り顔に、何は無用、何は有用、之れを賣つては國の損、之れを買つては國の害など、彼れ是れ言ふは笑止千萬である。町人の眼から觀たならば、片腹痛き次第である。先生は、泰西の醫法藥品が舶來しから、古來我が國に於いて不治の難病と稱せられたものも癒治し得るに至つた事を述べ、七八年前、唐船の入港が絶えた時、大黃の相場、俄かに上り、貧しき病人は之れを購入すること能はずして、餘儀なく日本産の品を代用したのであるが、何等其の功能なく、却つて腹痛を甚しからしめた事を説き、更らに進んで、外國貿易が將來饑饉の不祥事を救濟す可きことを論じた。先生は更らに語を次いで、日本に交易が開始せられてから世間一般の潤ひと爲り、金銀の融通よく、難澁する者却つて少なきに至つたことを述べ、「日本人も一體、國の土地柄はよく、澤山に産物を作り出すことも疾くより心得居たれども、限りある一國中の事にて、折角作り出しても、賣り捌き出來兼ねる故、據ろなく、先づ程々に持ぎ」、火事なきに苦む鳶の者が已むなく溷淩へ、道普請を渡世とするに等しき有様であつたが、「外國と交易始まりて、世界中に産物を賣り出すと云ふ場合に爲りしより俄かに仕事多くなり、持げば金の取れることにて、我れも我れもと思ひ立ち、火事後に鳶の忙しき様なり、況して、交易には火事もなくして、仕事の多くなりたるな

れば目出度き事ならずや。此の様子なれば、年々産物も増し、何程外國へ積み出すとも、更らに差し支へなかる可し」と説いた。人口稠密にして物産豊富なる我が日本に取つては、世界中に恐る可き相手はない筈である。「左れども、唯だ唯だ久しく太平打ち續き、獨り鎖ち籠りて、世間に交らず、外國にては折々師いくさもあつて、色々の事を發明し、蒸氣車、蒸氣船、大砲、小銃等を工風して、本法に備へ立ての出來たることも知らず、一國限りにて、學問と云へば、唐土の書物を讀み、武術と云へば、木刀や槍劍などを頼みにして居たるもの故、自然外國へ後れを取り、我れ知らず、恐しく思ふ様成り行きたるなり。故に今日にもせよ、一番思ひ立ち、漢學や槍術などは先づ次ぎのことにして置き、歐羅巴風に見習ひて、蒸氣船も澤山に拵へ、大小砲も造り立て、海にも陸にも備へを設け、江戸は勿論、大阪、京都、長崎、箱館等へ常々師の人數を盛んに備へ置き、萬が一にも、外國より理不盡に無理を仕掛けることもあらんには、其の時こそ、道理づくにて之れを打ち拂ひ、又は其の國を攻め潰すとも、世界中、誰れか一句の故障を言ふ可きや。光り耀く大日本國と其の威勢に恐れざるものはなかる可し」。

斯くの如き先生の所論は、かの東印度貿易の發生以來、歐羅巴諸國は藥材、香料、生絲、藍、キャラコ等の不必要品を購入するが爲めに其の鑄貨及び地金銀を枯渴せしめ、造幣局を閑散ならしむると倣すの非難に對する英國「重商主義の巨擘」トーマス・マス等の行へる所に比し、更らに一步を自由貿易論に向つて進めたる外國貿易擁護論である。(Munn, A Discovise of Trade, From England vnto the East

Indies, 1621. 參照)。

四

人は往々にして重商主義經濟學説を以つて、佛國の重農學派及び蘇國のアダム・スミス等によつて代表せらるゝ自由主義經濟學の爲めに打破せられたものと看做すのであるが、而も重商主義其の者は既に自由主義的方面を有するものであり、又自由主義經濟學の先驅と稱せられ得るものであつた。

英國に於いては、夙に第十七世紀の初めに於いて「自由貿易」の要求が起つたのである。唯だ當時の所謂「フリー・トレード」は、輸入の自由よりも、寧ろ、輸出の自由及び地方經濟の障害よりする國內交易の解放を意味するものであつた。サンドヴィッチの稅關吏トーマス・ミルスは其の著 *The Customers Apologie, 1601.* に於いて、自然法學説上から自由交易を主張し、マーチャント・アドヴェンチュライス會社の獨占的傾向を非難し、彼れ等の獨占を以つて英國民の自然的權利及び自由に反するものと看做した。而して一千六百二十三年から約十ケ年間、デルフトに於けるマーチャント・アドヴェンチュライス會社の副社長であつたエドワード・ミセルズンは *Free Trade, or the Means to make Trade flourish, 1622.* を著して、當時に於ける規制會社、殊にマーチャント・アドヴェンチュライス會社に對する非難を論駁し、頑強に之れを辯護せんとした。

重商主義は、後世の學者によつて想像せらるゝが如く、一時歐洲産業の全般を羈束して居つた規制拘束の制度を創始したものでなかつた。生産者及び商人は重商主義の存在する久しい以前から、此の時代に於けるよりも遙かに強大なる手枷足枷を施されて居つた。重商主義者は其の後繼者よりも僅かに一歩遅れた自由主義者であつた。

各個人に對して其の生産す可き物、之れを生産す可き方法、其の受く可き利得、並びに其の利得を消費す可き方法を調整せんことを期した無數の中世的條例中の一に、貴金屬の輸出入に關する統制が存して居つた。英國王エドワード三世は一千三百三十五年及び三十九年を以つて、何人と雖も許可なくして、銀若しくは金を國外に輸出す可らざること、並びに總べての商人は其の輸出する羊毛の各袋に對し、十三志四片の延金を輸入す可き旨を規定した。然るに英國東印度會社が其の免許狀を受くるに至つて後、東印度貿易に對して加へられた非難の一は、前述の如く、同貿易の發生以來、歐羅巴の基督教國は、必要品を購入するが爲めに、其の鑄貨及び地金銀を枯渴せしむるに至つたと云ふに在つた。之れに對して同會社の重役トーマス・マンの如きは、輸出貨物に加へて、貨幣を輸送するは、先づ自國に輸入せらるゝ外國貨物の高を増加するに由つて、其の貿易を擴張し、應がて該貨物は適當なる時機に於いて再び輸出せられて、自國の金銀を増加するに至る可きことを力説しなければならなかつた。(England's

Treasure by Foreign Trade, 1664.)。此の金銀輸出の點に關し、國家は果して商人をして其の任意に行

動せしむるに由つて、利益を受くるや否やの問題は、其の後、一般的性質を帶ぶるに至り、時代の思潮を經濟的自由主義に導くに至つた。

佛蘭西に於いては、一千六百八十年の頃、時の財務總監ジャン・バチイスト・コルベールが老巧なる國內の商人を集めて、商業促進の最良策を諮詢した時、當時に於ける有名なる商人にして數學書の著者であるフランスワ・ルデョンドルは「爲すに委せよ」(laissez nous faire)と叫んだ。(或ひは曰く、此の答を爲した者はハヅォーンと稱するオルレアヌの商人であると)。此の語は其の後、ボアギルベール、アルジャンソン侯等を経て、ヅ・グールネーに至つて「爲すに委せよ、過ぐるに委せよ」(laissez faire, laissez passer)なる格言と爲り、更らにミラボー侯、メルシエー・ヅ・ラ・リヴィエール、ル・トロニー等重農學派の人々によつて「世界は自ら動く」(Le monde va de lui-même)の對句を附せらるゝに至つた。此の格言に所謂「爲すに委せよ」は、アルフレッド・マーシャルの解釋に據れば、何人と雖も、其の好む所の物を、其の好むがまゝに造ることを許容せらる可く、總べての業務は、あらゆる人に對して開放せらる可く、政府は、コルベール主義者の主張せるが如く、製造業者に其の織物の柄がらを指圖す可きでないことと云ふことを意味し、又「行くに委せよ」(laissez aller)若しくは「過ぐるに委せよ」とは、人々及び財貨は一の場所から他の場所へ、殊に又、佛蘭西の一地方から他の地方へ通行税及び租税並びに煩瑣なる規制を蒙らしめらるゝことなく、自由に通過するを許容せらる可きことを意味するものである。

つた。(A. Marshall, Principles of Economics, vol. I, 5 ed., 1904, p. 757.)。

經濟的利害の重要性が次第に加はり、富力大なる新興商人階級の勢力が愈々増大するに連れて、政治哲學の領域に於いては、人間の社會生活に對する個人主義的觀念が漸次其の勢力を増大するに至り、社會契約説が再び其の姿を現すことゝ爲つた。De Regimine Principumの著者は、專制君主政體(dominium regale)を以つて、最も酷く神の權威に類し、従つて又、至善に接近することの最も多いものであると信じた。ジョン・ウイクリフは、罪障深い現實の世界に於いては、強大なる王政を必要とすることを説いた。然るにサー・ジョン・フーアテスキューに至つては、專制君主政體と立憲政體(Dominium politicum)とを結合せる立憲君主政體(dominium politicum of regale)を讚美した。然るに、外敵に對する恐怖心、其の中心を王政に置ける強大なる國民的精神、國王の主たる敵手であつた貴族の凋落等は、君主神權説を支配的地位に立たしめた。サー・ロバート・フィルマーは國王神權の教義を援護し、人類自然の自由を主張する者に對して、父權的國家説を提唱した。而も終に英國に於ける君主專制政治の企圖は失敗に歸した。王權に對する議會主義の長い鬭争は一千六百八十八年の光榮革命を以つて終熄した。光榮革命はホイッグ黨の哲學者ジョン・ロックに於いて其の代辯人を看出した。彼れは專制的君主政治を排し、近代的議院政治の到來を告示すると共に、人民が自己に對する判官であり、又、執行者たる可き權力を拋棄して、國家の統治權を承認し、自然の状態を脱して、相互の協定及び契約によつて、

多數の決意に服従する國家的状態に入る主要目的を以つて、一般的名稱に於ける「財産」(property)、即ち生命、自由及び財産の保存に在りと觀た。

然しながら、光榮革命の經濟的結果は決して自由貿易主義の勝利ではなかつた。ホイック黨は、最初から、國王チャールズ二世と佛國との同盟が自由と新敎主義の爲めに危険であることを信じ、佛國に對する反感を以つて著しかつた。而して佛國との貿易の不利を擧ぐるは其の最も有效なる絶叫の一であつた。然るにトーリー黨は初めから佛國との自由貿易の利益を主張して居つた。當時に於ける「最も徹底せる自由主義者」と稱せらるゝに至つたサー・ダッドリー・ノースはトーリー黨の有力なる一員であつて、曾つて全院豫算委員長として、佛國産葡萄酒に對する課税を禁輸の程度まで引上げんとするの提案を排斥するに於いて成功せる者であつた。當時に於けるトーリー黨の小冊子筆者の觀察は黨派的先入の見によつて一層鋭敏と爲り、時代の思潮を自由貿易に導く上に於いて力があつた。(W. J. Ashley, 'The Tony origin of free trade policy—Quarterly Journal of Economics, July, 1897.'). 而してホイック黨は第十八世紀末に至つて、ウイリアム・ピットと共に自由貿易主義への賢明なる轉向を成し遂げたのである。

福澤先生は明治維新前よりして、完全なる國民的統一を實現す可き君主政體の樹立を仰望して居つた。先生は文久二年、歐洲行の船中に於いて、松木弘安及び箕作秋坪と共に、日本の現勢を論じ、「幕府一

手持」の困難を認め、「先づ諸大名を集めて」、獨逸聯邦の如き政治組織たらしめんことを提案したのであるが、『福翁自傳』、而も有力なる諸藩の聯盟によつて國內を支配し、外國との條約の如きは之れを各別に締結して、宛も當時の獨逸聯邦の如きものたらしめんとする所謂「大名同盟」の説が一部人士の間に提唱せらるゝに及んで、先生は斷乎として之れに反對した。(慶應二年十一月七日附福澤英之助(和田慎次郎)宛書翰參照)。士族は聽がて徳川幕府を倒滅して、新政府を開き、天子を奉じて王政の古に復した。而して明治四年七月十四日の廢藩置縣に由つて我が國の封建制度は、猶ほ強力なる舊要素を殘存せしめながら、其の形體を滅して、近代的集權的統一國家は其の成立を見た。而して明治新政府は、泰西流の政治組織を學び、泰西流の生産方法を採り、舊來の封建的拘束を解除することが急激であつた。往年の攘夷論者は廟堂に立つに及んで徹底せる開國主義者と化した。外國品の輸入に對しては何等の制限をも課せんと試むることなく、只管之れを歓迎するの一方あるのみであつた。我が貿易は金銀財寶を取得することを目的とせずして、偏へに文明品に對する需要を満足せしむるが爲めに行はれた。而して我が國民經濟は實に其の輸入貿易に依つて發達したのである。

而して無學の下級士族が維新の大業を成して、鎖國攘夷の愚を棄て、開國進取と決斷しながらも、未だ其の據る所を知らざるの時に當つて、彼れ等に開國の指導原理を與へたものは福澤先生が慶應二年の初冬を以つて其の初編を公にせられた『西洋事情』であつた。(明治三十年九月十日先生稿『福澤全集』)

緒言参照)。先生を初めとして當時の洋學者等は、大體に於いて、我が國是として自由貿易の原理を採用し、富と文化の程度の高い諸國民との觸接によつて我が文明を促進しなければならぬと思惟した。彼れ等の或る者は又、歐米通俗經濟書の翻譯によつて、彼れの資本主義的經濟機構の説明を輸入し、是れを以つて封建的諸形態の破壊に資せしめんとした。洵に「舊漢學主義の心事を顛覆した」ものは泰西の經濟學であつた。(明治二十二年五月五日、慶應義塾舊書生會に於ける先生の演說参照)。

五

福澤先生並びに其の他の開國論者が、或ひは其の外遊に由り、或ひは舶來の新書を通じて、初めて歐米の經濟思想に接することの出來た時には、既に彼の國々に在つては、マーカンチリズム流の經濟思想衰へ、個人的自由主義の經濟學説が全盛と爲れる後であつた。

吾人は曩きに重商主義時代の英國に於いて夙に自由主義的主張の存して居つたことを述べたのであるが、英國國民の自由思想は、臆がて又、對岸の佛蘭西に輸入せられて、フィジオクラートの經濟學説の發生に貢獻する所があつた。ジョン・ロックの哲學は、第十八世紀の佛蘭西に於いては、啻だに知識階級の間、に於いてのみならず、一般俗衆の間にも著大なる聲望を有するに至つた。前掲ヅ・グールネーは其の注意を英國經濟論者に傾け、又、偉大なるアンヌ・ロベール・ジャック・チュルゴの精神的活動を

同一の方面に導いた。此の國に於ける工業發展政策に基ける穀物輸出制限の犠牲と爲れる農業資本の利益は穀物の自由貿易を要求せしめた。クロード・デュパンは、佛國最初の穀物自由交易論として傳へらるゝ *Oeconomiques* を著し、クロード・ジャック・エルベールも亦 *Essai sur la police générale des grains*, 1754. を出版して自由貿易に贊するの論を作した。

廳がてドニ・ディドロの「大百科全書」は醫官フランスワ・ケネーをして經濟問題に筆を染むるの機會を與へた。彼れは一千七百五十六年、同書に寄稿せる *Les Fermiers*. の一項中に於いて、農業は國家の基礎を形成する産業であつて、自由と安固とは其の主として要望する所のものであると述べ、穀物の自由交易、輸出の許可、更らに進んでは、英國に於けるが如く、之れを奨勵するの態度に出づる時は、年々價格の上に生ずる變動を減殺すること大であつて、又、農民の繁榮に資する所些少なからざる可く、斯くて又、次第に他の方面の繁榮を誘致す可く、以つて更らに發達せる、更らに有利なる農業耕作を行ふの結果を來し、國民的並びに個人的富を増加し、更らに大に、更らに健全なる人口を齎し、而して國庫は一層充實するに至る可きものと論じた。彼れは次いで翌五十七年を以つて同全書に寄稿せる *Les Grains* の一項に於いて、國家は穀物の豊饒なる收穫、並びに國內及び國際間に於ける穀物の自由交易に依つて隆盛を極むるに至る可きことを説いた。ケネー曰く、吾人をして自由貿易を採用せしめよ、然らば吾人は英國國民の如く富裕たるに至る可しと。而して彼れは一千七百五十八年十二月を以つて初めて

刊行せられた其の一代の名著 *Tableau Oeconomique*. に於いて、農業國衰頹の八主要原因を掲げ、其中に、土地よりする生産物の輸出貿易缺如せること、並びに自國産食料品の國內交易及び耕作の自由缺如せることを擧げてゐる。ロック等の英國學者によつて提唱せられた政治的個人主義は爰にケネー等の重農主義者によつて經濟的個人主義の域に進められた。

重農主義は固と凡庸なる後繼者によつて其の餘弊を甚しからしめられたコルベール主義に對する反動として起り、久しく製造業、殊に絹布の如き奢侈品の製造を奨勵して、全く農業の荒廢を顧みなかつた政府の政策に對し、農業資本の利益を代表して、眞の國民的經濟政策が佛國々土の大生産力を利用するに在ることを主張し、農業階級は生産的であつて、工匠階級は不生産的であると看做し、前者をして封建的搾取と不利なる國家的干涉とから免れしむることを目的とせる實際的政策であつたが、メルシエール・ヅ・ラ・リヴィエール及び其の他の力に依つて漸次哲學的成形を取るに至つた。一千七百六十七年に現れたメルシエールの著 *L'Ordre naturel et essentiel des Sociétés politiques*. に従へば、創造の一般的計畫は萬有を支配するが爲めに、自然の諸法則を設けたのである。而して人間は此の法則の支配に對して毫も例外たることを得ざるものである。人間は單に之れに遵ひ、之れを守つて、其の最大幸福に導く可き條件を知ることが必要とするのみである。人間社會のあらゆる凶殃は、彼れ等が無智であつて、是れ等の法則に違反せるより生ずるものである。是れ等の法則を研究する時は、社會各員の幸福は不可分的に他

の社會員の幸福と結合せることを知る可く、而して此の共同の幸福の得達は、人類をして大慈悲の恩に渴仰せしめ、其の命令によつて、此の具足圓滿なる世界を支持するのである。重農學派は、人間の社會的關係に於いても、一定の自然科学、永久不變の眞理たる原則の存在せざる可らざることを認め、彼れ等の國家の惱みつゝある大禍患の原因が、這般の原則の侵害に在りと做すの思想に到達したのである。

重農學派に次いで現れ、自由主義の經濟理論を大成したものが蘇蘭のアダム・スミスである。スミスの時代に於いては、自然の諸法則、自然的秩序及び自然的自由は、重商主義的統制及び干渉より脱却せる産業及び商業の自由、經濟的活動の自由を意味するに至つた。彼れは重農學派と等しく、國法と煩瑣なる規制とによつて妨害せらるゝことがなかつたならば、必然人類の幸福を輸致す可き事物の自然的秩序の存在することを推定する。彼れは、文明若しくは社會の進歩は、決して人間の豫見及び打算の結果に非ずして、經濟的に活動する人々の自然的傾向の所産であることを指示する。所謂「自由主義」は放縱若しくは無政府的混亂を意味するものではなくして、自然と人間とに固有なる諸法則を確信し、國家の制定せる諸法規に不信なるを意味するものである。彼れは、自利心が屢々各個の營利業者をして社會に取つて有害なる行動を行はしむるの事實を例示してゐる。然しながら、彼れは各個の營利業者が、如何に私慾に耽ることがあるとしても、政府は、其の最良なる意向を以つて行動せる場合に於いてすら、殆んど常に彼れ等の企圖する所よりも公共に對して不良なる結果を齎す可きことを論争する。斯くて、

彼れは明敏なる實際的叡智と現實の經濟狀態に關する富贍なる知識とを以つて、其の先輩の自由交易論を發達せしめて、之れを實際生活上に於ける一大勢力たらしめたのである。

スミスの大著 *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, 1776. の全卷を通じて、最も嚴冽なる章句は、愚劣毒惡なる重商主義的諸策を非議し、而して一國に於ける一小部分の人々の小利益を増進するが爲めに、全國に於けるあらゆる他の部分の人々の利益及び諸外國に於けるあらゆる他の人々の其れを毀損する商人を冷罵せる所のものである。彼れは自由主義を唱道しながらも、經濟行爲が正義の準則の支配下に置かる可きことを忘れなかつた。「各人は彼れが正義の諸法則を侵犯せざる限りに於いて、完全に其の意の儘に、彼れ自身の利益を追求するの自由を有するものである」。而して又、人民の最大多數たる勞働無産階級に對する彼れが同情心の發露する所は、往々にして雇主及び其の利益を擁護する法律に對して最も痛酷なる攻撃と爲つて現れた。彼れは「各人が自己の勞働に對して有する所有權は、自餘一切の所有權の本源的基础たると等しく、又最も神聖にして侵す可らざるものである。貧民に取つて相傳の財産たるものは、其の雙手の力と技能とに存する。而して彼れを妨げて、其の隣人に危害を及ぼすことなくして、其の適當と思惟する方法に従つて、此の力と技能とを使用せしめざるは、明かに此の最も神聖なる所有權を侵犯するものである」と稱して、エリザベス女王朝の徒弟條例を攻撃した。

一千五百六十二年の徒弟條例は、實に是れまでギルドの間に行はれて居つた中世的工業規定に國家的法典の形式を興へて、之を遍く全般の工業に適用せるものである。スミスは勞働階級に對して深甚なる同情を有しながら、其の自ら攻撃せる舊産業制度撤廢の後に生ず可き勞働關係の變化を察知することが出来なかつたものと見なければならぬ。彼れは單に、舊套する産業組織を自ら恃み、其の獨占權を濫用して、貧困なる勞働者と一般公衆とに損害を興へつゝある小工業の親方に其の注意を向けたに過ぎない。彼れは、只管、徒弟條例廢止の結果として、獨立して工業を經營し得可き者の數の増加す可きを望み、大工業の發生と共に、企業の經營は巨額の資本を要することゝ爲り、之れが爲めに徒弟條例に基ける制限よりも更らに大なる障害が發生して、企業の獨立經營を困難ならしむ可きを豫想することが出来なかつたのである。(Lujo Brentano, *Das Arbeitsverhältniss gemäss dem heutigen Recht*, 1877, S. 70—71.)。若しアダム・スミスの棲息せる世界が、職業の自由を原則とするものであつたならば、彼れが國家に對して他の任務を設けたことも亦、疑ひのない所であらう。

六

アダム・スミスは、單に經濟學に於いてのみ、國家の妨害を受くることなくして、其の別個の私利を追求するに委せられたる個人が、心なくして而も公益に資するの結果、即ち彼れ等の社會に取つて最大

可能なる富と商業上の繁榮とを齎す可きことを立證し得るものと思惟した。然るにジケレミイ・ペンサムに至つては、啻だに經濟的事項のみならず、政治及び一般生活に於いても「個人的利益以外に眞の利益なし」と論じたのである。彼れは原則として政府の本分は沈黙主義（クワイチズム）を守つて、自利心をして其の完全なる發動を行はしむるに存するものであると思惟した。彼れの *A Manual of Political Economy* に於いては、有害なる國家的干渉の種々なる形態が巨細に敘述せられてゐる。彼れは是れ等のものを以つて、啻だに愚蒙なるのみならず、又不正であるとして排斥する。「最大多數の最大幸福」は、ベンサムによつて、其の *A Fragment of Government*, 1776. 中に於いて、立法者の指導原理であり、主要目的たる可きものであると聲明せられた。營利心と競争の無制限なる作用は極めて無造作に此の定則の名辭に移されたのである。自由競争は、縦し、如何なる災害を個人の上に蒙らしむることがあつても、そは最大多數の最大幸福に資するものであると考へられた。

第十九世紀初葉に於ける英國經濟學者が、社會的及び經濟的事項に於ける個人的行動に對抗するものとして、集合的行動に對し、更らに大なる餘地を與へ得るや否やを周到なる注意を以つて研究することゝを怠り、而して競争の力及び其の作用の速度を過大視したと云ふ非難は必ずしも不當であると做すことは出来ぬ。斯くの如き瑕疵は一部はベンサムの直接の影響、一部分は彼れに於いて其の説明者を看出した時代精神に歸す可きものであつた。然しながら、是れ等のものは又、一部分、經濟學の研究が、再び、

哲學的思索よりも寧ろ實際的活動に力を展べた人々の手に依つて著しく發達せしめられた事實に基くものである。(A. Marshall, *Principles*, op. cit., p. 760.)。倫理哲學者アダム・スミスの名は、株式業者デヴィッド・リカードの其れによつて暫く蔽ひ隠された。

其の日常生活に於いて、取引所に於ける完全に近い自由競争の支配と、資本の流動性とを觀るに慣れて居つたリカードの天才的頭腦は、這裡の考察を、自由競争と資本の至上權とを以つて其の特徴と爲すに至りつゝ、ある一般產業界に適用せんとした。彼れは世界主義と自由の理論とをアダム・スミスに受けて、更らに之れを發達せしめた。スミスは猶ほ家内工業制度の理論家たるに過ぎざるものであつた。

自由競争の理論は家内工業よりも新たなる工場工業に對して更らに良く適用し得るの觀あるものである。リカードの時代に於いては英國に於ける產業界の革命全く成り、大規模の工業は絶對的優勝の地位に立つた。而して彼れが筆を下せる時は、國內交易に關する範圍内に於いては、自由競争の原理が經濟界に極めて敏活に作用しつゝ、あつたのである。産業統制を目的とした舊時代の條例は、自由競争に道を讓つた。徒弟條例は一千八百十四年を以つて廢止せられた。眞の工場法規は未だ制定せられては居ない。勞働組合は猶ほ不法と看做されてゐた。リカードは其の主著 *On the Principles of Political*

Economy and Taxation, 1817. に於いて、安んじて、勞働の自然價格は概して勞働者をして其の生存を維持し、而して其の種族を増減なく永續するを得せしむるに必要な價格であり、勞働の市場價格は需

要に對する供給の比例の自然的作用に由つて現實に之れに對して支拂はる、價格であると做し、而して勞働の市場價格は如何に多く其の自然價格から離る、ことがあつても、それは諸貨物と等しく之れに一致するの傾向を有してゐると説くことが出來た。又、地代を以つて「土壤の原始且つ不滅の力の使用に對して地主に支拂はる、土地の収益の部分である」と觀た彼れは、食料の價格騰貴に由つて穀物問題が喚起せられ、低廉なる勞働を得るが爲めに低廉なる食料を欲しつゝ、ある工業階級が地主に對して陣容を整へつゝある世相に當面して、穀法の如き人爲的方法によつて地主の利益の尊重せられる、ことを遺憾とし、自由貿易によつて、生産費低廉なる外國よりの競争によつて、地代を低下せしめんことを欲した。而して彼れは、地主の利益と公共の利益とが常に必ずしも同一に非ざるを信ずると共に、機械の使用が、地主及び資本家に取つては有利であるが、是れに由つて總収益の減少を伴ふ場合には、勞働者の一定數は失職の境涯に陥り、人口は之れに生計を與ふ可き基金と比較して過多と爲る可きが故に、彼れ等の階級に取つては屢々有害と爲る可きものであることを論じなければならなかつた。爰に至つて、彼れは個人利益は斷じて公共の其れと相反することなしと做すの意見に對して、同意することを得なかつた。

(cf., Letters of David Ricardo to John Ramsay McCulloch, 1816—1823, ed. by J. H. Hollander, Publications on the American Economic Association, vol. X, No. 5—6, Sep. and Nov., 1895, p. 136.)

七

自由主義的經濟學説は舊制度に對する三大叛起によつて其の承認を促進せられた。第一は母國によつて課せられた租税及び統制の制度に對する亞米利加植民地の英國に對する叛起であり、第二は英國をして工業國たらしめた産業革命であり、第三は、本來に於いて陳套なる規制拘束に對する叛起たる一千七百八十九年の佛蘭西革命であつた。

第十八世紀の歐洲諸國民中に在つて、專制政治と、封建時代の殘骸を止めた諸特權と、過大なる獨占業の弊を憂へないものは一として存することがなかつたのであるが、而も佛國に於けるが如く、是れ等三者が痛歎す可き状態に陥れるものはなく、而して又、當時に在つて佛國民の如く、以上三者の不正害惡を痛切に感じて居つたものはなかつた。當時に在つて保護干涉の過大に失した國々は固より多かつたのであるが、而も未だ佛國の如く、惡法苛政の行はれたもの、あつたことを聞かない。豪奢放縱を以つて王位を冒瀆せる放埒無殘の國王を戴ける同國政府の如く、國權を有害に行使して、之れを汚辱したものはない。特權階級が其の特權を濫用して、國家及び人民の利益を侵害せること佛國の如く甚しきものはなかつた。獨占業者が偏狹固陋なる見解を有し、獨占の弊害の深甚であつたこと同國の如きものはなかつた。斯くの如き状態の下に在つて、既に腐蝕せる歴史的傳來の諸權利に代ふるに、吾人が生れなが

らに享有せる天賦の人權を以つてし、獨斷的專制政治に對して、個人の自由を唱道し、階級の特權を排して、各個人の權利平等を鼓吹するを以つて其の使命とする新思想の發生し來つたことは、當さに必然の數と云はなければならぬ。而して終に大革命の霹靂と紫電の眞唯中に於いて、自由平等は宣明せられたのである。

初め個人を引上げ、國王と教會とを引下ぐるが爲に、國王神權說に對しては、自然的自由の教理と契約說とが主張せられ、教會の神權說に對しては、異教寬恕の原理が唱道せられたのであるが、幾許ならずして、社會の要求は個人の權利に向つて再び提起せられた。ジャン・ジャック・ルッソーは民約說をロックより受けて、之れよりして總意說を引出した。而して這般の過渡は平等を新たに強調するによつて行はれた。ルッソーの政治に關する諸著に在つて、其の基調を成すものは不平等の害惡である。不平等からして富を生じ、富からして奢侈及び怠惰を生ずる。而して縦令ひ、暗黙不文のものであるとしても、其の第一本源の契約に基礎を有した社會狀態は、自然によつて受くる不平等及び是れより結果し來る不公正に代ふるに、道德的並びに法律的平等を以つてする以外に何等之れを正當視す可き理由を有することがない。惡政府は貧民をして永く窮迫の狀態を持續せしめ、獨り既に有する者にのみ與へて、富者の篡奪を保護し、以つて不平等を助長するものである。彼れは、小兒が老人を支配し、白痴が智者を指導し、而して飢餓に迫れる大衆が必要品を缺きつゝある間に、少數者は贅物を以つて飽滿しつゝある

を見るまでに、富と名譽と權力と支配とが、一部の特權階級によつて、他の損害に於いて享有せられつゝある道徳的若しくは政治的不平等を排斥するを以つて本旨とした。従つて彼れの理想的經濟狀態は、如何なる市民と雖も、他人を購ひ得る程度まで富裕たることなく、又、自己を賣るの已むなきに至るまでに貧困なることなく、何人に取つても恐怖なく、窮迫なき自足に存するのである。而して彼れは、政治上の安定と行政上の實效を確保せんが爲めには、各個人が其の私有財産に對して有する權利は、常に社會が全體に對して有する權利に従屬す可きものと做した。

Principles of Moral and Political Philosophy, 1785. の著者ウィリアム・ペーリ及び前記ベンサムは、デウィッド・ヒューム及び其の先蹤から功利的快樂主義を受け入れたのであるが、而も彼れ等は之れを社會的功利説に擴張した。ペーリに従へば、道徳は神の命する所であり、徳は、神意に従つて、永遠の幸福の爲めに人類に對して善を爲すに存する。ベンサムは純然なる理性によつて同様の結果に到達した。彼れは、個人の利益が彼れ自身の最大幸福であるが如く、一社會の利益は全體としての其れ自體の幸福であることを主張し、更らに進んで治者の個人的利益は被治者の一般的利益と同一なる可きことを斷定した。然らば斯くの如きは、獨り「多數」が支配者たる場合に於いてのみ眞なるものである。爰に於いて乎、政府は亦、多數の手中に存す可きものと爲るのである。

平等主義と他愛主義とは斯くの如くして政治哲學中に入り込んだ。而してルッソーとベンサムの結合

から民主主義と功利的社會主義の兩者が發生した。(John Maynard Keynes, *The End of Laissez Faire*, 1927, p. 9.)。Enquiry concerning Political Justice, 1793. の著者として有名であるウィリアム・ゴッドウィンの渴仰の中心は常に平等であつた。社會の病患は人間の制度の弊害から發生する。總べての人に取つて利用せらる可き富は十分に存在する。而も、それは平等に享有せられてゐない。或る者は餘りに多くを有し過ぎてゐる。他の者は殆んど何物をも有してゐない。貧窮から生ずる有害なる結果の一は、貧民の上に殘された閑暇の缺乏である。富及び之れを生産する勞働を平等に分割したならば、現在總べての人に對して其の糊口の資を得るが爲めに充當せられつゝ、ある勞働の十分の一若しくは二十分の一以上をさへ費すの必要なきに至り、十分なる閑暇は其の間に生じて、知識的及び道德的啓發の用に供せられ、理性は人間の行爲を決定し、統治及びあらゆる種類の強制は不必要と爲り、聽がて又、眞理の平和的勢力によつて圓滿幸福の世界を此の世に確立するに至る可きものである。平等主義はゴッドウィンと共に無政府主義に境を接する極端なる個人主義の一と爲つた。

而してウィリアム・トムソンの *An Inquiry into the Principles of the Distribution of Wealth most conducive to Human Happiness; applied to the newly proposed system of Voluntary Equality of Wealth*, 1824. は、ベンサム學徒の公式に従つて表明せられた功利の原理と、勞働は價値に對する唯一の尺度であると等しく、又富の唯一の泉源であると做す經濟學上の推定から出發するものである。凡そ富の分配

よりも興味ある問題はなく、又正しく取扱はれたならば、之れよりも有用なる主題は存し得ない。蓋し、あらゆる社會の物質的安慰は、富の公正にして賢明なる分配の上に直接依存するのみでなく、延いては是れに由つて到達し得る知的快樂の其れと等しく、徳性の多寡、即ち同情、慎重及び仁愛の高も亦、之れに依存すること頗る大なるを看出す可きが故である。爰に研究せらる可き分配は人間幸福の「最大可能なる高」若しくは「最大多數の最大幸福」を助成す可きものである。

然しながら斯くの如き間に於いて自由主義は個人主義と社會主義とを調和するが爲めに到來した。私利と公益との間に存する神的調和の觀念は既にペーリに顯れてゐるが、之れに對して科學的基礎を與へたものは經濟學者であつた。第十八世紀に於いて國家が其の最小限の職能以上に行つた殆んど總べてのものは有害若しくは不成功なるの觀があつた。而して一千七百五十年から一千八百五十年に至る物質的發達は個人的發意から出でたものであり、國家の指導に對して殆んど何等負ふ所なきものであつた。(Keynes, op. cit., pp. 11, 12.) 凡そ二世代の間、スミスやリカードオによつて指導せられた經濟學は個人的自由主義を目標として驀地に進んだ。權威を以つて經濟生活を律せんとするの時代は當さに破壊せらる可き秋に逢着した。「自由放任」(laissez-faire)の熟語はアダム・スミス、リカードオ及びマルサスの著作中には看出されることなく、又斯くの如き觀念すら是れ等大經濟學者の何れに於いても獨斷的形態に於いて提示せらるゝことがなかつたのであるが、彼れ等の末流は「自由放任」の利劍を眞向に振り

翳して、經濟生活上に於けるあらゆる古來の拘束を撤廢せんことを主張した。(ベンサムは *laissez-nous faire* なる辭句を使用してゐるが (The Works of Jeremy Bentham, 1843, p. 440.)、デューゴルド・スチュアートに従へば、此の辭句を英國に普及せしめたものはベンジャミン・フランクリンであると云ふ。Principles of Trade, sect. 38; Works of Benjamin Franklin, by Sparks, Vol. II, 1836, p. 401; Dugald Stewart, Lectures on Political Economy, Pt I. bk. ii. chap. 3. § 1; The Collected Works of Dugald Stewart, Esq., F. R. SS., by Haimilton, Vol. IX, 1877, pp. 33, 34.)。反穀法運動、所謂マンチェスター學派及びベンサムの流を汲んだ功利主義者の影響、新原理の發見よりも先人の所説を祖述するを以つて任務とする第二流經濟學者の言説、「若いカローライン」との會話體や物語風に書かれた經濟學の説、即ちシェーン・マーセット夫人の *Conversations on Political Economy, in which the Elements of that Science are familiarly explained*, 1816. や、之れに暗示を得たハリエット・マーチノー嬢の *Illustrations of Political Economy*, 1832—34. は「自由放任」を以つて正統派經濟學の實際的結論として一般人士の心胸に植え付けて了つた。

殊に自由主義的樂觀的傾向は佛國經濟學者によつて明瞭に展開せしめられた。這般の傾向は彼れ等が原子主義者流の世界觀を有し、ジャン・ジャック・ルッソーに教へられた淺薄なる樂天主義を抱持して居つたが居つたが爲めに一層誇張せらるゝ所があつた。洵に重農學派以來、佛國經濟學者の間には樂觀

的見解が優勢であつた。常に潜在しつゝある仁慈なる自然法及び諸利益の間に存する自然的調和の觀念は此の方向に向つて作用した。而して佛蘭西國民の快活なる性情と調和的制度を愛するの念も亦、恐らくは之れに與つて力のあつたことであらう。加之、之れと密接なる關係を有する個人主義哲學は、此の國に在つて、小地主、小商人及び小工業家が有力なるの事實によつて育成せられた。而して一般の革命的傾向と等しく、又、種々なる形態の共產主義及び社會主義に對する彼れ等の長き交戦が、這般の自然的傾向を鞏固ならしむるに資せることも亦、疑ひのない所であらう。(Lewis H. Haney, *History of Economic Thought*, 1911, p. 237.)。經濟學上に於ける「自由放任」の信仰は實にフレデリック・バスキアに於いて最も熱烈なる表現に到達した。彼れは、交換を自由ならしむるならば、一切の效用は現在の社會制度によつて自由に與へらる可きものと觀たのである。

八

英佛の自由主義經濟學は、凡そ斯くの如き順序を経て、發生し、發達し來つたものであるが、我が國の先覺者等は、卒然、西洋の通俗經濟書を繙いて、其の議論の精密周到なるに驚き、彼我の間に於ける經濟的發達階段の相違を深く顧慮する所なくして、直ちに之れを翻譯して我が國に傳へんとし、或ひは又、經濟的關係を封建的拘束より解放し、生産力を増加し、産業及び商業に新たなる發動力を與ふるが

爲めに特に之れを紹介せんとした。狹小なる地方的經濟に代へて更らに廣大なる單位を以つてせんとする國民經濟發達の初期に在つては、國家的保護の政策は其の最良の手段として採用せられなければならなかつたのであるが、而も未だ特に保護の必要を痛感する國民的産業を有することのない我が國の政治家は大膽なる門戶開放主義を採つて進み、我が先輩諸學者は偏に自由主義經濟學說の紹介に努力した。

即ち前掲神田孝平氏は英人ウイリアム・エリス（義理士）の *Outlines of Social Economy*, 1864. の一千八百五十年版を和蘭譯から重譯し、『經濟小學』と題して慶應三年に上梓した。次いで福澤先生は、英人チェンバーズ所選の經濟書を翻譯し、傍ら諸書を抄譯増補して、同年冬『西洋事情』外編三卷を出版した。

『經濟小學』は「自在交易」を主張して、「制限交易」を排し、「國內に産する物は饒ひ價貴しと雖も、之れを用ひ、外國産の來入を妨ぐ可し」と説く保護主義者を以つて、一を知つて、二を知らざる者と嗤ひ、「夫れ交易の利は取るに在りて與ふるに非ず、輸入に在りて、輸出に非ず、輸出、愈々少なければ、交易の利、愈々多し、輸出愈々多ければ、交易の利、愈々少し、一定の理なり。然るに彼の輩之れを知らず、輸入品の廉價を害とし、税を加へて、之れを妨げんとするは大なる惑なり。抑も物品輸入に就き、全成満足の姿は、其の價の貴きに非ず、賤しきに非ずして、全く無價に至るに在り。是れ吾人の常に願望して可成は成さんとする所なり」と。

而して『西洋事情』外編は曰く「人には一種天賦の性情ありて、今一方より直ちに其の情實に就いて之れを見れば、偏小なる私慾にて甚だ賤む可きに似たれども、其の性情の自然に従ひ、廣く人間の交を成せる景況を察すれば、即ち此の性情は人をして其の安寧幸福を進め、至善の徳誼に達せしむ可き天賦の賜と云ふ可し。譬へば物を買ひ、物を賣るの一事は元と利を射るの慾に出で、其の趣意甚だ鄙陋なるに似たれども、賣買の道は全世界中の缺乏品を給し、有餘不足を平均するの方便なりとして之れを考ふれば、實に天賜の物品を海内に分布して人の便利を達するのみならず、其の物品に藉りて世の文明開化を助け、人の知識見聞を博くし、太平無事にして人類の交りを親しからしむるに足る可し」と。

尙ほ明治初年、幾度びか我が國人の手に抄譯せられた經濟書に、フランシス・ウェーランドの *The Elements of Political Economy*, 1837. があつた。此の書は英國正統學派の經濟理論を基とし、幾分米國學派の所論を參酌して、之れを平易通俗に表明せるに過ぎざるものである。福澤先生は明治二年に公にせられた『西洋事情』第二編に、此の書の第四編 (*Of Consumption*) 第三章 (*Of Public Consumption*) を抄譯し、「收稅論」と題して、其の卷之一の後半たらしめた。先生は又、慶應四年四月の頃には、新錢座の慶應義塾に於いて、毎火曜木曜の兩日午前十時から此の書を講義して居られたが、聽がて之れを小幡篤次郎氏に譲られた。次いで明治四年に公にせられた大藏省版、福地源一郎氏の『官版會社辨』は「米國學士ウエイランドの著せる經濟書綱目中の會社篇を大旨と」せるものであつた。本書中に抄譯せられ

た部分は、ウェーランド経済學の第二編第三章第一節 (Of the Nature of Banks in General.) 並びに第二節 (Of the Utility of Banks.) である。更らに慶應義塾の小幡篤次郎氏は『英氏經濟論』と題して、此の書の第一編生財論を上梓し、同六年には第二編交易論を、同十年には第三編分配論及び第四編消糜論を刊行した。而してウェーランドの經濟書は別に明治五年『世渡の杖、經濟便蒙』と題して、何禮之の手に翻譯せられてゐる。

ウェーランドに次いで、早く我が國に紹介せられた米國の經濟書はエー・エル・ペリーの *Elements of Political Economy*, 1865. である。彼れは同じく個人主義的見地に立ち、前述せる佛人バスチアに負ふ所多き自由放任論者であつた。彼れの書は明治二年、箕作麟祥、緒方儀一の兩氏によつて『經濟原論』と題して翻譯せられ、其の卷之三より九に至る七卷が出版せられ、其の後、川本清一氏、太政官史局在任中、其の一千八百七十一年の第七版を取つて、之れを『理財原論一名經濟學』と題して翻譯し、史官本局に於いて、明治九年乃至十一年、十餘冊に分本印行し、更らに一千八百七十六年の第十四版によつて訂正補譯し、『増補改正理財原論』と題して明治十三年四月に出版した。ペリーの經濟書は、保護政策の提唱を以つて、其の特徴の一とするヘンリー・チャールズ・ケーリーに始まる所謂「米國學派」衰頹時代の産物である。此の書は「内國交易と外國交易とを説くに、其の理を異にせんと欲するの愚なることは、學者の一目して知る處、又、人力を以つて、交易の自由を妨げんとする者、必ず弊害あることは

衆人の明かに見るを得る所なり」と論斷してゐる。(川本氏譯より引用す)。ペリーは、米國合衆國の如きは保護税なければ、耕作の業に頼るの外、他に術なかる可しと做すの説を論駁するに於いて銳意なるものであつた。

翻譯以外のものでは、明治二年己巳四月に記された加藤弘藏(弘之)の『交易問答』二冊がある。本書は、保守的鎖國論者「頑六」と進歩的開國論者「才助」の間に取交はさるゝ問答體を以つて述べられたものであつて、「才助」は「今度、東京や大阪に交易場を御開きに爲つて、益々交易の盛んに爲る様になさると云ふも、即ち商賣の方に御世話をなさつて、日本國中の諸色のはげ方をよくなさらうと云ふ有難い思召で御座る。併し、御上の御世話と云ふのも、唯だ商人に其の道を開いて御遣りなさるばかりで、別にあれも、これもと萬事に御世話をなさるのでは御座らん。西洋國では、昔、王様が色々と瑣細な事まで世話を焼いたものださうだが、それは却つてよくない事で、誠に商賣の害に爲る事ださうで御座る」と論じて、外國貿易の利益を主張すると共に、極端なる保護干渉を排してゐる。而して兩者の問答の結果は「段々の御理解誠に感心致しました」と云ふ「頑六」の屈服に終るものである。

又、翌明治三年庚午三月に記された『生産道案内』の序に於いて、小幡篤次郎氏は、外國貿易の必然性を論じ、而して「太平無事に外國と交易するを嫌ひ、猜忌の心あるより愚にして且つ天意に背けるはなし、互に交易すればこそ富み、且つ幸ひなるに、頑黨の民は天の恵みを無にするものとか云ふべし」

と説いて居られる。

九

然るに自由放任の經濟學説は、其の發生の郷土たる西洋諸國に於いて、夙に強烈なる反動の氣運に遭遇しなければならなかつた。

佛國に於いては、社會主義の脅威を感じた經濟的自由主義はバスタアと共に、樂天主義に憊なき隱家を求めたのであるが、之れに反し、英國古典派の經濟學者は幾多悲觀論の種子を含有する分析を遂行した。吾人は固よりマルサスやリカードを悲觀論者呼と呼ぶことを慎まなければならぬが、而も彼れ等がスミス思想の陰慘たる方面を特出せしめたことは疑ひのない所である。マルサスの人口學説とリカードの地代論とは第十八世紀後半に於ける樂觀的自由放任主義を、第十九世紀前半に於ける悲觀的自由主義に化成せしむるに與つて力あるものであつた。政府の行動の範圍に對してアダム・スミスの設けた限界を大體に於いて固守する經濟學者と雖も、意氣揚々たるよりも寧ろ悲哀の語氣を以つて這般の限界を主張した。彼れ等は「自然的自由」より結果する現在の社會的秩序を讚美するよりも、少くとも、政府が之れに代らしむるを得可き如何なる人爲的秩序よりも優れるものあるを確信せるが故に之れを主張したのである。(Henry Sidgwick, *The Principles of Political Economy*, 1883, p. 22; Keynes, *op.*)

gift, p. 22.)。而してジョン・スチュアート・ミルの時代よりして自由放任主義に對する強烈なる反動の氣運は權威ある經濟學者の間に顯著と爲つた。

ミルは尙ほ自由放任を以つて一般原理と認めてゐた。而も之れには多大なる例外を認めなければならぬ。彼れは國家の干涉に對して廣大なる餘地を與へてゐる。而して之れが唯一の標準たるものは功利である。若し是れに由つて最大多數の最大幸福が保持せらるゝならば、國家をして須らく干涉せしむ可きである。斯くて彼れは一定の推定の下に、勞働時間の法律的限定を得策と認めてゐる。

「純乎たる英國舊派の立場に踏み止まつた最後の獨創的經濟學者」と稱せらるゝジョン・エリオット・ケアレズは彼れが一千八百七十年十一月、倫敦のユニヴァシチイ・カレッヂに於いて行つた講演 *Political Economy and Laissez-Faire*. に於いて、「自由放任」の格言は全然何等の科學的基礎をも有するものに非ずして、全然總べての科學的權威を缺ける高々、手頃の實行準則に過ぎざるものであると稱してゐる。(J. E. Cairnes, *Essays in Political Economy, theoretical and applied*, 1873, p. 244.)。

英國に於ける自由主義經濟學説は、同國工業が既に優秀なる機械の供給を多分に受け、其の商人が那翁戰役の終末と共に販路の必要を痛感し、而して之れに伴つて農業保護の結果たる高價なる穀物が勞働費用を増加するものと思惟せられつゝ、ありし際に、高調せられたのであるが、經濟状態が著しく英國の其れと相違せる國土に適用せられんとした時、そは多大なる改修を受けなければならなかつた。殊に後

進資本主義國に於いては自國の幼稚なる産業を育成するの必要から保護貿易政策が主張せられなければならなかつた。

米國の政治家アレグザンダー・ハミルトンの諸報告、特に一千七百九十一年十二月五日の「製造業の奨励及び保護」に現れた所説は、宛も兒童が其の父母の撫育を必要とするが如く、新生未發達の産業は、之れを國家の力に由つて保護しなければならぬものであつて、之れが爲めに失費を蒙ることは勿論であるが、之れが充分なる發育を遂げ得た後に於いては、國內企業の自由競争に由つて、結局、貨物の價格を下落せしめ、之れをして輸送費の加はれる外國商品よりも低廉ならしむるに由つて償はるゝものであることを主張するものであつて、國民的産業の獨立を目的とするものであつた。然るに獨逸のフリードリッヒ・リストは其の *Das Nationale System der politischen Oeconomie*, 1841. に於いて國民的富強を以つて其の論據と爲し、社會の眞の經濟的職能は雷だに財貨を生産するに止らずして、爾後の財貨生産力を創造するに在りと爲し、保護の手段に依つて、國家は這般の教育的目的を達成し、斯くて其の國民を訓練して、産業上の効果を大ならしむ可きものであると主張する。リストは、あらゆる必要條件を備へた温帶國民が其の正常なる經濟状態に進みつゝあるに際して、當然通過する經濟的發達の階段を説く。國家の經濟的任務は、立法行政の手段を以つて、是れ等の各階段を通じて、國民の發達に必要な條件を備へしむるに在る。異なる階段に於いては異なる方策を必要とする。第一の階段に在る西班牙、葡

葡萄牙、ネアペル等の諸農業國、並びに國民的富強の頂點に到達せる英國に取つては自由貿易が當然の經濟政策であるが、而もそれは自ら工業を行ひ得るに至れる第二の階段に在る獨逸及び米國に取つては決して正しいものではない。一國民は其の保護時代に在つては、交換價値に於いて喪失する所があるが、結局生産力に於いて遙かに其の以上を利得する。獨逸は、保護政策によつて、其の産業上の教育を全うし、斯くて又、諸外國既得の優越なる地位によつて設けられた世界の市場に於ける其の成功途上の障害を克服するを得た際には、自由貿易は復、同國の政策たる可きものである。而して同一状態に於ける總べての國民による自由貿易主義の採用は、經濟的理想を實現し、無漏圓滿なる福利を標示するものである。斯くてリストは經濟學上に、比較的歴史研究の精神を誘入し、自由主義派の教義に存する疾患を指摘するに於いて銳意であつた。而して所謂「米國學派」の始祖ヘンリー・チャールズ・ケーリーは亦、自由貿易に對する其の當初の信念を拋棄した。

十

斯くの如き變化は我が國に於いても亦、起らなければならなかつた。我が國は開國以來、次第に壓迫の程度を増加し來つた歐米資本主義の東漸に對して、當然資本主義を輸入し、新たなる經濟制度を採用しなければならなかつた。歐米資本主義の侵略に遭遇する以前に於いて、徳川幕府の中央集權的封建政

治の下に於いて、我が國の資本主義が既に或る程度まで發達を遂げて居つたことは事實である。然しながら、幕府の鎖國政策に累せられ、市場の狹隘に拘束せられて、町人階級の手蓄積せられた富は多く不生産的に浪費せられ、資本として充分の機能を發揮するに至らなかつた。開國以來、我が國が歐米の資本主義に對抗せんとして、先づ逢着しなければならなかつた難問題は資本財本の不足であつた。獨り資本の缺乏のみならず、企業方面に於ける活動的精神の缺乏も亦、之れを認めなければならなかつた。我が町人中には、大膽不敵にして商機縦横の傑物がなほなかつたが、概して新たなる時代への推移に對する十分なる認識と明察とを有することなく、又、新たなる時代の潮流に棹差さんとする敢爲なる精神と、價值革命の氣運に乗せんとする投機心とを缺いてゐた。洵に我が町人階級の財力と企業心とは、未だ彼れ等をして獨力を以つて、歐米先進資本主義國の技術及び制度を採用せしむるに足らなかつた。爰に於いて乎、明治政府は單なる保護獎勵のみならず、其の發意に基き、其の計畫に従つて新たなる産業及び交易組織の確立を企圖しなければならなかつた。結局、我が國に於いては、商工業、交通、金融の發達は何れも皆、政府の指導誘掖によつて行はれ、中央集權的國家の大勢力の下に資本主義的發達が遂げられたのである。時代は當に強度の國家的經濟政策によつて國富を増加せんとする特殊マーカントリズムの其れであつた。

斯くの如き時代は懸がて又、歐米輸入の經濟的自由主義に對して反對の意見を提唱する者を出さなけ

れば已まなかつた。加藤弘之氏は明治三年庚午七月の『眞政大意』に於いて、一方に「政府で世話を焼き過ぎて、大に誤りたる例」多きことを述べ、「福澤氏が西洋事情外編に、龍動府(英國の京都)の政治を反顧するに、其の政治の趣旨は、府内物品の需要を助け勸むるにも非ず、亦、其の供給を制するにも非ず、往くを止めず、來るを防がず、唯だ人間自然の勢ひに任するのみ云々と記したが、實に此の通りのことで御座る」と説くと共に、他方に於いては、時と場所とに注意を拂はざる可らざることを説き、「開化の淺い國で、歐洲各國の眞似杯をしてはならぬこと」を教へ、「都て百工技藝、利用厚生の術、何くれとなく關ける様に盡力するのが肝心で、是れ等のことを唯だ民に任せて置いては、民が愚かなものぢやから、何時迄立つても太古の風俗を去ることは出來ず、遂に開化文明の域に至ると申すことには參らぬで御座る」と注意することを忘れなかつた。

福澤先生は凡そ明治六年の交に於いて洋書翻譯の時代を脱却し、歐米先進資本主義國の經濟學を其の儘に輸入するの事業を停止し、後進國たる日本の國情に立脚せる國民的經濟學説を提唱せんことを努むるに至つた。吾人は又、慶應義塾の古記録に據つて、同社中に於いても、早く明治七年の頃からして自由及び保護の兩主義が論議せられた事實を知ることが出来る。先生は明治七年十二月『明六雜誌』第二十六號に於いて、「我が國の貿易商賣は我れを損するの媒」と稱し、次いで同八年一月の『民間雜誌』に於いて、「開港以來、貿易の有様を見るに、我が國は常に利を失ふて外國人は常に益を得るもの多し」と

説いた。

而して曩きに明治四年、ウエーランドの經濟書の翻譯に着手せられた慶應義塾の大先輩、小幡篤次郎氏は、明治十年九月、同譯書第七編に序して「英氏（ウエーランド）の經濟を論ずるや、自由貿易を主旨と爲し、今日の經濟と今日の道徳とは並行して相戻らざるのみならず、互に相輔翼するの説に至つては、疑ふ可きものなきに非ざ」ることを特記しなければならなかつた。福澤先生は、其の明治十年冬及び同十三年夏に公にせられた『民間經濟錄』に於いて、「人間萬事、金の世の中とは今の世界の有様に、國財に乏しければ、國權も亦、立たず、國權立たざれば、貿易の利も亦、得可らず。余輩は固より戰を好む者に非ず、勉めて之れを避けんとこそ願ふ所なれども、外國に對して我が貿易の權を保護する丈けの用意はなかる可らず」と喝破せられた。

我が國に於いては極端なる經濟的自由主義は實際政策上に於いては極めて微々たる勢力を有するに過ぎなかつたのであるが而も、泰西の自由主義經濟學者の著書は長く翻譯し續けられた。明治七年には米人アマッサ・ウォーカーの『The Science of Wealth; A Manual of Political Economy, embracing the Laws of Trade, Currency, and Finance, 1866.』の「物貨消耗」の部が『富國論』と題して、其の一千八百七十一年版から、永峯秀樹氏によつて翻譯せられ、同じ年から十一年に亙つて、英人ジェームズ・エドウィン・ソーローの『A Manual of Political Economy for Schools, 1868.』が其の

一千八百六十九年の再版から『泰西經濟新論』と題して、高橋達郎氏によつて翻譯せられ、其の翌八年から次々にジョン・スチュアート・ミルの『Principles of Political Economy, with some of their applications to social philosophy, 1848.』が林董、鈴木重孝兩氏によつて翻譯せられ、十年にはヘンリー・フォーセット夫人ミリセント・ガーレットの『Political Economy for Beginners.』が『寶氏經濟學』と題して、永田健助氏によつて譯述せられ、同じき年にはアルフレッド・ビー・マソン及びジョン・ジャー・レロルの一千八百七十五年の共著が『初學經濟論』と題して牧山耕平氏によつて翻譯せられ、翌十一年にはフォーセットの『自由保護貿易論』が駒井重格氏によつて翻譯せられ、同じき年の七月には又、佛のフレデリック・バスチア（巴士智亞）の著がエッチ・ダブルユーの米國譯から『經濟辨妄』と題して林正明氏によつて翻譯せられたるが如きは是れである。

開國以來、文明品の需要は激増した。而も未だ國內には其の生産起らずして、偏に其の供給を國外に仰がなければならなかつた。斯くては徒らに國內有限の生産力を擧げて、外國品購入の資に充つるのみであつて際限もなき次第であると觀せられた。福澤先生の如きも、其の明治十一年の著『國權論』に於いて、「自由自在に輸入品を入れて、眼前價の安き物を買ふ可し」と云ふ説を排して、「外國の製造品を入れる、のみにして、我が天然産の物を出す時は、我が國民は製作に由つて得可き利益を失ふのみならず、遂には製作の術をも忘るゝに至る可し」と做すの説に左袒した。斯くの如き際に於いて、保護關稅の主

張が有方であつたことは固より當然である。前掲『經濟辨妄』の譯者林正明氏は曰く「保護税の説、一度び我が邦に行はれしより、天下の理財家翕然として之れに雷同し、彼れに唱へ、此れに和し、口を開けば乃ち曰く、唯だ保護税のみを以つて、國內の産業を盛大にす可し、唯だ保護税のみを以つて、輸出を平均す可しと。抑も此の論や、獨り當路の理財家之れを唱ふるのみならず、郷閭の學者先生より新聞記者に至る迄、喋々之れを論じ、其の説一口に出づるが如く、其の甚しきに至つては、僅かに輕理(ケーリー)氏の經濟書を一讀して、深く自ら理財の奥旨を得たりとし、意氣揚々として言に發し、書に筆す、豈に嗤笑に堪ふ可けんや」と。

是れに由つて觀れば、當時の保護關稅論者に對して有力なる理論的基礎を與へたものは主として米人ヘンリー・チャールズ・ケーリーの學說であつたやうに思はれる。ケーリーは、米國に於いて、「保護主義廢せられて、自由主義行はれたる一千八百四十二年に在りては、金銀貨夥多の輸出を致して、人民衰頹し、諸州の政府皆、困弊して、官庫は盡く空乏を告げ、公債の利子過高なるが上に、不換紙幣及び巨額の外國公債あるが爲めに、新たに租税を増加」し、而して「自由主義廢せられて、保護主義行はれたる一千八百四十七年に在りては、金銀貨巨額の輸入を致し、人民大に繁榮し、諸州政府其の信用を恢復し、通商を振興し、政府の歳入増加して、外國債減少せり」と説くものである。(後掲犬養毅氏の譯文に據る)。而して明治十三年八月、三菱商會の後援を得て、保護主義を標榜せる『東海經濟新報』を創

刊し、同十五年十月、其の第七十六號を以つて同誌を廢刊せる犬養毅氏は又、明治十七年ケート・マッキーン(革特・碼基)の *Manual of Social Science; being a condensation of the "Principles of Social Science" of H. C. Carey, LL. D., 1864.* を取つて、ケーリー(罕理・查烈・圭列)の大著 *The Principles of Social Science, 1858—59.* を我が國に紹介した。博文堂藏版『圭氏經濟學』四卷が是れである。(此のマッキーンの書は是れより前、明治十五年『東京經濟學講習會講義錄』中の一として『ケーリー氏經濟書講義』と題して翻譯に着手せられたことがあると云ふ)。

次いで明治二十二年には前述せるフリードリッヒ・リストの *Das Nationale System der politischen Oeconomie, 1841.* が一千八百八十五年のサムソン・エス・ロイドの英譯から重譯せられた。富田鐵之助校閱大島貞益譯『李氏經濟論』が是れである。リストの意見に據れば、凡ゆる國民は初め自由貿易を採用し、一層富裕にして文化の程度高き國民との接觸によつて、其の産業を刺激し、改良して行かなければならぬ、斯くて自國民が自ら工業を行ひ得るに至つた時は、更らに大なる資本を有する先進國の競争を防ぐが爲めに、政府は保護政策を取らなければならぬ、而して國民的富強の頂點に到達せる時は、國際的競争によつて商業を刺激するが爲めに漸次自由貿易に歸る可きものである。當時、官民の間に於いては、此の説に共鳴する者が甚だ多かつた。伯爵寺島宗則は此の邦譯に序して曰く、「リスト氏の經濟説は大にスミス氏の説と異なり、世界各國は其の事情と時世とを異にするが故に、經濟の法も亦、各

々異ならざる可らずと云ふ。誠に確論なり。我が國の如きもスミス氏の論旨に依つて、自由の主義のみを墨守し、適宜の保護を加へず、自由の勢ひに一任せば、金融は反流するの時を失し、終に大敗を招く可し」と。富田鐵之助氏も亦、此の書に題して曰く、今日、自由貿易主義を確守し、國家の殷富宇内に冠絶する英國は決して始めよりして自由貿易主義を採つたものではなかつた、又、保護貿易の政策に據つて、其の發達駸々乎として隆盛に赴きつゝ、ある獨米二國も亦、保護貿易の政策を千載に傳ふるの意あるものではない、自由貿易と保護貿易と各自主義を異にしなから、而も皆、富強に進む所以のものは、蓋し各々能く時勢と國情とを察知して、之れに適當する所の政策を施すに在ると。

一方に於いては田口卯吉氏の如き、早く明治十一年に『自由貿易日本經濟論』を著し、同十二年一月には、大藏省銀行課發行の『銀行雜誌』と福地源一郎氏編輯の『理財新報』とを合併して『東京經濟雜誌』を發刊し、同三十八年四月十三日を以つて永眠するに至るまで、其の生涯を通じて終始一貫、經濟的自由主義を主張して變らなかつた經濟學者が存し、又、歐米自由主義經濟學者の著も斷えず反譯せられて居つたのであるが、而も政策上に於いても思想上に於いても保護主義、國家主義優勢の時代が來たのである。

十一

福澤先生は我が國資本主義の後進性を熟知し、自由放任の泰西經濟學說を直譯的に我が國に於いて唱道するの不可なることを知つて居られた。政府は須らく我が商工業者の數百年に互れる睡眠を驚破し、痲痺を感覺せしむるが爲めに之れを誘導しなければならぬ。然しながら、先生を以つて觀れば、商工業の實際は舊藩士族たる今の官員の最短所であつて、而も資本の力の巨大なるは日本國中、政府の右に出づるものがない。事に拙なる者が、巨額の資本を用ひんとすれば、勢ひ、浪費濫用の弊なきを得ない。爰に於いて乎、先生は、政府は當さに「物の圖を書き、其の雛形を造る可し、其の實物を製す可らず」と論じた。(明治十年十一月版「分權論」)。而して政府當路は必ずしも先生の所論に動かされた爲めではないが、寧ろ其の財政整理の必要上から、明治十三年十一月、官營工場拂下げの方針を定め、同十四年四月、新設農商務省は「凡そ農商工獎勵の事に於いては、官或ひは之れに卒先して、其の事業を開設し、或ひは其の實利を指示する等、從來種々の方法に涉りて之れを誘導せしと雖も、今や事業漸く開け、人々自ら奮つて之れに従事するの時に至つては、人民をして依頼するの思念を脱し、益々其の自奮の氣象を擴張せしめざる可らず」と論告した。

斯くて、政府は幾多官營事業の拂下げを行ひ、直營主義を拋棄したが、而も各種民間の事業に對して多大なる保護を行ひ、從來の徹底的なる開國政策を拋棄し、人爲的輸出獎勵輸入防止の政策を遂行した。政府は又、之れと共に銳意通貨收縮の方針を取つた。先生は政府に向つて、其の政策を殖産の世界に及

ばし、商工業を獎勵保護す可しと説くと共に、（明治十五年五月十七日—六月十七日『時事新報』論説『藩閥寡人政府論』）、紙幣の價値を舊に復し、精良の金銀貨と一樣ならしむ可きことを論せられた、（同三月十三日—十六日『時事新報』論説『通貨論』）。先生は又、明治十六年六月十六日及び十九日附『時事新報』紙上の論説『紙幣引換を急ぐ可し』に於いて、金融緩漫にして通貨の供給豊かなる歐米市場に於いて外債を募集し、是れに依つて、「日本全國理財上の大弊害たる強迫紙幣を改めて、兌換紙幣の美に反」らしむ可きことを主張し、更らに同月二十七日より三十日に互れる論説『外債を起して急に紙幣を兌換するの可否に就き東京日日新聞の惑を解く』に於いて難者の言に答へた。而して先生は同十七年一月二十五日及び二十六日の論説『紙幣兌換遲疑するに及ばず』に於いて、政府が不換紙幣整理を企圖せることを慶賀し、「此の好機會を失はずして、一時に宿弊除去の大功を奏す可き」ことを深く信じて疑はなかつた。先生は更らに、十八年十月十七日より二十一日に互れる論説に於いても亦、『紙幣交換の爲めに外債も憚るに足らず』と題し、其の事既に已に晩しと雖も、尙ほ今後の日月を空しうして、機を誤るに勝れりと説いて居られる。

此の時代の福澤先生は最もよく重商主義者の面目を發揮して居られる。先生曰く「今の世界に國を立つるもの、其の數千百のみならず、然れども中に就き、富國を以つて世界に稱せらるゝものは何れも皆、廣く貿易に従事して、其の富を致したるものに非ざるはなし。今や世界の富を談ずる者、必ず英國を言

ふ、英國は世界第一の貿易國にして世界第一の富國なり。富國なるが故に、貿易に従事するに非ずして、貿易に従事するが故に、益々其の富を加ふるのみ。富は貿易より生ず、富の貿易を生ずるには非ざるなり」と。(明治十七年一月十六日論說「國を富強にするは貿易を盛大にするに在り」。古は國を富ますと、兵を強くするとは自から別問題に屬し、富國必ずしも強國ならず、強國必ずしも富國ではなかつたのであるが、今は則ち然らずして、富國は即ち強國にして、強國は即ち富國である。而して先生は國を富強ならしむるの道を以つて唯だ外國貿易を盛んならしむるに在りと觀せられたのである。

十二

我が資本主義發達の基礎は明治二十七年の日清戦役に至る迄に殆んど其の準備工事を終へた。先生は二十六年四月の『實業論』に於いて再び自由貿易論に向つて進み、政府干渉を廢し「商賣工業の事に關しては、大自由、大自在を許して、之れに一任し、商工の運動に尾して、政府も共に運動す可きのみ」と做し、我が國の製造業は前途の望に乏しからずして、保護税の必要なきものと觀、我が諸港を開放して、輸出入税を全廢し、外國品の出入を自由自在にして、其の間に我が貿易の勢ひを促し、我が國產の出づるを増し、我が國益を進めんとした。

然しながら、福澤先生は當時に於いても猶ほ重商主義的貿易平衡論より全然脱却せられたものではな

い。先生は明治十八年を以つて紙幣國から銀貨國に變じた我が國が銀價下落の爲めに受けたる偶然的利益を擧げ、銀貨下落の爲めに西洋の金貨國より輸入せんとするものは、恰も三割五分の海關稅を課せられたる有様であつて、其の輸入の困難は自然内國の製造工業を促進し、同時に輸出の容易は亦、世界各地に日本品の販路を開くの好機會を與へ、又、他の銀貨國たる支那其の他の國々に對して、西洋諸國と市場を争つて、常に勝を制するに至らしむ可きことを深く喜ばれた。(明治二十六年一月十九日—二十一日論說『銀貨下落』)。先生は又、關稅自主權を有せざる新開國日本が銀價の下落に由つて得たる保護稅の實利益を失ふことなからんが爲めに、金貨本位制の採用に反對せられたのである。(明治三十年二月二十一日論說『幣制改革』)。先生は政府が貨幣法を帝國議會に提出するの日に至るまで、猶ほ、「一日も我が既得の僥倖を永くして、商工の發達を願ふ」の態度を棄てられなかつた。(明治三十年三月二日論說『金本位提出』)。

(附記) 福澤先生の經濟論に就いては、昭和八年版拙著「福澤先生傳」中に於いて稍や詳細に之れを述べたが爲めに、茲には重複を避けて、其の紹介を簡略ならしめた。是れが爲めに十分に意を盡さざるの憾がある。讀者にして前掲拙著を參照せらるゝを得ば幸甚である。